座間味村保育施設入所条件確認票及び同意書

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| １ | 保育施設入所募集案内（その他関連書類を含む）は全てお読みになり、理解したものとして対応します。 | ☐ |
| ２ | 保育を必要とする就労とは、週３日以上かつ４時間以上の勤務となります。また、毎月勤務・営業をしていることを理解したものとして対応します。 | ☐ |
| ３ | 保育施設の入所選考は提出された書類を基に、保育を必要とする事由の状況を審査し決定します。申込後、家庭状況（住所・連絡先・家族構成・勤務状況・入所要件）に変更があった場合は速やかにご連絡ください。申込内容が事実と異なると判明したときは入所の決定を取り消すことがあります。なお、提出された書類はお返しできません。 | ☐ |
| ４ | 就労証明書は必ず事業所の担当者が記入したものをご提出ください。入所審査時、入所後も随時職場への電話、訪問等で勤務確認を行います。その際に就労確認が出来ない方、就労証明書の内容が相違、書類の改ざんが認められる場合は虚偽申請とみなし、一切の入所調整を行いません。訂正がある場合は必ず事業所印または代表者印で訂正のうえにご提出ください。 | ☐ |
| ５ | 保育入所申込は、随時入所申請を受付けており、保育を必要とする事由の程度の高い順に入所の決定を行いますので、入所順番は変動することがあります。 | ☐ |
| ６ | 保育施設は面積、保育士数、保育状況等により受入人数が決まります。退所等により空きがある場合に選考を行いますので、希望する月に必ず入所できるとは限りません。 | ☐ |
| ７ | 入所日は原則、毎月１日となります。ただし、１日が日曜・祝日に当たるときは登所できません。 | ☐ |
| 8 | 申込時の入所基準に該当しなくなった場合、又は介護・就学等による入所期間終了後、異なる理由で引続き入所をご希望の場合は、その根拠となる資料を提出することになります。 | ☐ |
| 9 | 求職中で入所した場合、入所期間は３ヶ月です。期間内に就労証明書の提出がない場合は退所となります。又、求職中による入所は年度１回までとなります。 | ☐ |
| 10 | 入所後に保護者が退職した場合、速やかに報告をお願いします。報告なく勤務していないことが判明した場合、退所となります。継続入所の場合は求職中の取り扱いになります。 | ☐ |
| 11 | 妊娠・出産に伴う預かりは産前２か月前、産後３か月は通常預かりですが、産後３か月以降は保育を必要とする事由の該当外となるため退園となります。 | ☐ |
| 12 | 保育料の算定資料の提出が無い、または配偶者の税の未申告等で保育料が決定できない場合は、一番高い階層の保育料で決定します。 | ☐ |
| 13 | 村民税の更生が判明し、保育料が増額となった場合、遡って保育料を納付いただくことになります。 | ☐ |

　上記条件について確認し、同意いたします。

座間味村長　殿

　　年　　月　　日　　　保護者　　　　　　　　　　　　　　　　印

　　　　　　　　　　　　保護者　　　　　　　　　　　　　　　　印

　 　　　　　　　　　　 児童名